

令和8年度ふん尿処理手数料納入決定予告通知書

京都市長

京都市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例に基づき、令和8年度において以下のとおりふん尿処理手数料を請求（原則*¹納入通知書を送付）*²することとしておりますので、請求がなされたときは、納期（裏面の納期限一覧参照）までに指定の金融機関等で納入してください。請求根拠となる数量（人員又はし尿収集量）は、各期の「納入通知書兼領収書」に記載のとおりです。ただし、口座振替をご利用の場合、定額制は届出の利用人員、従量制は対象期間の「し尿収集量通知票」に記載の収集量でご確認ください。

なお、各期の対象期間に請求事由がない場合は、請求いたしません。

*1 口座振替をご利用の場合は、裏面「口座振替をご利用の場合」を参照ください。

*2 請求時期は、裏面「令和8年度ふん尿処理手数料の賦課期日と納期限一覧」を参照ください。

※し尿収集作業について

土曜日、日曜日及び年末年始のし尿収集作業は、行っていませんので、便槽からし尿が溢れることが予想される場合は、月曜日から金曜日（祝日を含む）に収集作業ができるように、事前にご連絡ください。

<根拠条例>京都市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例（抄）

（一般廃棄物処理手数料）

第53条 地方自治法第227条の規定により、一般廃棄物の収集、運搬及び処分について、別表第1に掲げる手数料を徴収する。

（別表第1）

区 分			単位当たり手数料	
ふん尿	場下 水道 処理 区域 の	人数に基づき算定する場合 （定額制）	便所を使用するもの（以下「使用者」という。）が2人以内のとき。	2,200円/月
			使用者が3人以上のとき。	1,100円/人・月
	収集量に基づき 算定する場合 （従量制）	定期的に収集 するとき。	1月の収集量が200ℓ以下のとき。	4,710円/月
			1月の収集量が200ℓを超えるとき。	100ℓまでごとに2,350円/月
		臨時に収集す るとき。	1回の収集量が200ℓ以下のとき。	4,710円/回
			1回の収集量が200ℓを超えるとき。	100ℓまでごとに2,350円/回
	その 他の 場合	人数に基づき算定する場合 （定額制）	使用者が2人以内のとき。	940円/月
			使用者が3人以上のとき。	470円/人・月
収集量に基づき 算定する場合 （従量制）		定期的に収集 するとき。	1月の収集量が200ℓ以下のとき。	1,990円/月
			1月の収集量が200ℓを超えるとき。	100ℓまでごとに 990円/月
臨時に収集す るとき。	1回の収集量が200ℓ以下のとき。	1,990円/回		
	1回の収集量が200ℓを超えるとき。	100ℓまでごとに 990円/回		



HPはこちら↑

裏面もご覧ください

裏面

令和8年度ふん尿処理手数料の賦課期日と納期限一覧

(京都市廃棄物の減量及び適正処理等に関する規則)

期	対象期間		上段：賦課期日 下段：納期限
	定額制	従量制	
1	令和8年2月	令和8年1月16日～令和8年2月15日	令和8年4月20日
	令和8年3月	令和8年2月16日～令和8年3月15日	令和8年5月7日
2	令和8年4月	令和8年3月16日～令和8年4月15日	令和8年6月19日
	令和8年5月	令和8年4月16日～令和8年5月15日	令和8年7月3日
3	令和8年6月	令和8年5月16日～令和8年6月15日	令和8年8月20日
	令和8年7月	令和8年6月16日～令和8年7月15日	令和8年9月3日
4	令和8年8月	令和8年7月16日～令和8年8月15日	令和8年10月20日
	令和8年9月	令和8年8月16日～令和8年9月15日	令和8年11月4日
5	令和8年10月	令和8年9月16日～令和8年10月15日	令和8年12月18日
	令和8年11月	令和8年10月16日～令和8年11月15日	令和9年1月4日
6	令和8年12月	令和8年11月16日～令和8年12月15日	令和9年2月17日
	令和9年1月	令和8年12月16日～令和9年1月15日	令和9年3月3日

(教示) この決定に不服があるときは、行政不服審査法の規定により、京都市長に対し、賦課事実を知り得た日の翌日から起算して3箇月以内に審査請求を行うことができます。また、行政事件訴訟法の規定により、賦課事実を知り得た日の翌日から起算して6箇月以内に京都市を被告として、京都地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することもできます(訴訟において京都市を代表するものは、京都市長となります。)

口座振替をご利用の場合

口座振替をご利用の場合は、対象となる期の納期限の日に一度のみ振り替えます。振替ができなかった場合は、後日納入通知書を送付しますので、納入してください。

ふん尿処理手数料減額制度について

下水道処理区域内においては、下水道整備から3年以内に水洗化すべきことが下水道法により義務付けられています。下水道整備から3年を経過した区域等では、原則として「下水道処理区域の場合等」の料金が適用されます。

しかし、次のいずれかに当てはまる場合については、「その他の場合」の手数料に減額される場合がありますので、下記お問合せ先までご相談ください。

【対象】

- ① お住まいの方すべてが市・府民税非課税の場合
- ② 生活保護法による保護(生活扶助)を受けている場合
- ③ 借地・借家の関係により、水洗化が困難な場合
- ④ 利用されているくみ取り便所の水洗化の具体的な予定がある場合

<お問合せ先>

環境政策局循環型社会推進部

手数料減額申請に関すること

まち美化推進課

TEL 075-222-3953

手数料に関すること

生活環境美化センター収納担当

TEL 075-691-4437

し尿収集のご依頼

生活環境美化センター生活環境係

TEL 075-681-5361

* 本書は、登録者全員に年1回お送りしています(各期の賦課期日及び納期限は上欄を参照)。今後お知らせが不要の場合、お手数ですが、収納担当までご連絡をお願いします。